

裁 決 書

審査請求人



処 分 庁 渋川市議会議長
望 月 昭 治

審査請求人が令和3年9月10日に提起した処分庁が令和3年7月6日付けで情報不存在とした決定（以下「原処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

1 審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和3年6月24日付けで渋川市情報公開条例（平成18年渋川市条例第8号。以下「公開条例」という。）第5条及び第6条第1項の規定に基づき処分庁に対し、以下の内容の情報公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

令和3年5月1日から同6月24日までの渋川市議会のすべての委員会の音声録音データ

※議会運営委員会を含む

(2) 処分庁は、本件公開請求に対し、令和3年7月6日付けで原処分

を行い、審査請求人に通知した。

- (3) 審査請求人は、令和3年9月10日付けで審査庁である渋川市議会議長（以下「審査庁」という。）に対し、原処分の取消し及び情報公開決定を求めて審査請求を行った。
- (4) 処分庁は、審査庁に対し、令和3年9月17日付けで書面にて審査請求に対する弁明を行った。
- (5) 審査請求人は、審査庁に対し、令和3年10月7日付けで書面にて処分庁の弁明に対する反論を行った。
- (6) 処分庁は、審査庁に対し、令和3年12月1日付けで書面にて審査請求人に対する再弁明を行った。
- (7) 審査請求人は、審査庁に対し、令和3年12月22日付けで書面にて処分庁に対する再反論を行った。
- (8) 審査庁は、原処分に係る審査請求について、令和4年2月8日付けで渋川市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に処分庁の弁明及び審査請求人の反論の各書面を添えて意見聴取した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、公開条例第5条及び第6条第1項の規定に基づき本件公開請求を行ったことに対し、処分庁が令和3年7月6日付けで行った原処分について、その決定を取り消し、本件公開請求の情報の公開を求めるものである。

(2) 審査請求の理由等

ア 公開条例第2条第2号は、情報を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供さ

れるものをいう。以下同じ。)に記録されている情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が管理しているものをいう」と定議している。

処分庁は原処分の理由として、「本件公開請求の情報は、公文書である会議録を作成するための補助資料であり、組織的に用いるものとして保管しているものでないため、公開対象となる情報ではない」として、公開条例第2条第2号に該当しないと判断しているが、本件公開請求の情報は、同号で定義している情報に該当する。

イ 本件公開請求は、渋川市議会事務局（以下「事務局」という。）が所有する録音機で録音した行政情報の記録であるため、処分庁は本件公開請求の情報を公開しなければならない。

ウ 「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、単純に集団的に用いるというものを言うのではなく、職員個人が単独で作成・保管・供用する行政情報であっても公開に値する行政情報に含まれることもある。本件公開請求の情報は、議会開催から数か月後に作成される議事録のために業者に渡され、業者と共々供覧し、正に組織的に用いているものである。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁が主張している内容はおおむね次のとおりである。

(1) 原処分とした理由について

本件公開請求の情報は、公文書である会議録を作成するための補助資料であり、組織的に用いるものとして保管しているものではないため、公開対象となる情報ではないと判断し、公開条例第2条第2号に該当しないため、原処分とした。

(2) 公開条例第2条第2号に係る要件の該当性について

ア 「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の所掌事務の範囲において、実施機関がその職務の遂行上作成し、又は取得したという意味であり、本件公開請求の情報は、事務局職員が委員会の会議録を作成するために取得したものであるため、これに該

当する。

イ 本件公開請求の情報は、「文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録」のうち電磁的記録に該当する。

ウ 「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、組織において業務上必要なものとして利用し、又は保存されているものを意味すると捉えている。本件公開請求の情報は、自己の職務遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないものであり、職員の個人的な検討段階（起案前の検討段階の文書）に留まるものである。また、補助資料である本件公開請求の情報は、会議録作成後は廃棄している。よって、本件公開請求の情報は、組織的に用いるものに該当しない。

エ 「実施機関が管理しているもの」とは、渋川市議会事務局処務規程（平成18年渋川市議会訓令第3号）に基づき行政情報を保管し、又は保存している状態にあることを指す。原処分時において、処分庁に保存されていたため、本件公開請求の情報は、管理しているものに該当する。

オ 会議録の作成業務委託に当たり音声録音データを委託業者に渡しているが、業務委託するか直営で作成するかに関係なく、全ての委員会の音声録音データはあくまで会議録作成のための補助資料としての位置付けに変わりはないと捉えている。

上記アからオまでのことから、公開条例第2条第2号に係る要件の全てを満たさない。よって、同号で規定する「情報」には該当しない。

理 由

次に掲げる審査会の判断を尊重し、裁決する。

1 本件公開請求の情報について

本件公開請求の情報は、事務局の職員が事務局所有の録音機を使用し、審査請求人が求める令和3年5月1日から同年6月24日までの期間に開催された委員会（以下「本件委員会」という。）の内容を録音した音声データで

ある。

2 委員会について

渋川市議会で開催される委員会は、渋川市議会委員会条例（平成18年渋川市条例第243号）及び渋川市議会会議規則（平成18年渋川市議会規則第1号）に規定されており、4つの常任委員会（総務市民常任委員会、経済建設常任委員会、教育福祉常任委員会及び予算常任委員会）、議会運営委員会、特別委員会、議会報編集委員会及び議会改革委員会が設置されている。特別委員会は必要に応じて開催されており、決算特別委員会などが開催されることがある。

本件委員会に該当するものは、総務市民常任委員会、経済建設常任委員会、教育福祉常任委員会、予算常任委員会、議会運営委員会及び議会報編集委員会である。また、審査請求人が求める期間に地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条に基づく調査特別委員会が設置、開催されており、これも本件委員会に該当する。

3 録音について

事務局職員が録音機を用いて委員会の会議内容を録音する場合、通常、音声録音データは録音機の記録媒体であるSDカードに一時的に保存され、会議録が完成した後には当該職員が音声録音データを廃棄している。

なお、渋川市において、会議等で録音すること及びその管理についての一般的な取扱いに関することを定めた規定等は見当たらない。

また、本件委員会のうち、予算常任委員会については、会議録の作成についての業務を契約した請負業者に委託しており、予算常任委員会の音声録音データ（以下「予算委データ」という。）を委託業者に送付している。

4 原処分の根拠となる公開条例の定めについて

原処分の根拠とされている公開条例第2条第2号は、この条例の対象となる行政情報の範囲を定めたものである。同号は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録されている情報であって、当該実施機関の職員が組

織的に用いるものとして、実施機関が管理しているものをいう」と「情報」を定義している。

「情報」に該当するためには、①実施機関の職員が職務上作成し、又は取得したものであること、②当該実施機関の職員が組織的に用いるものであること、③実施機関が管理しているものであることが必要であるということができ、①から③までの全てを満たすことで「情報」に該当すると解される。

本事案については、①及び③の該当性については双方異議のないところであるため、②における該当性について検討する。

5 情報該当性について

「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、当該実施機関の組織として文書等を共用している状態、つまり、組織において業務上必要であることから利用等されている状態であるということが出来る。例えば、起案した文書等が決裁、供覧等がされているものがこれに該当する。

一方で、まだ起案の下書きである段階や会議資料を作成している段階のものなど職員の自己の執務の便宜のために作成したもの、職員の個人的な検討段階にとどまるものは、これに該当しない。ただし、これらのものであっても決裁等の手続の際に添付等されていれば、組織として文書等を共用している状態であるということが出来る。

本件公開請求の情報は、事務局が所有する録音機において録音しているものであるが、組織の機器を使用したからといって直ちに公開条例で規定される「組織的に用いるもの」に該当するのではなく、作成、利用等の態様を踏まえて個別具体的に検討する必要がある。

- (1) 予算委データを除いた音声録音データの利用状況等を見るに、事務局職員が会議録を作成するためにメモを取る代わりとして録音したものであり、会議内容をメモする行為を録音機器を用いて行ったに過ぎないと解されることから、性質的には当該職員が職務上の便宜のために作成した備忘録としての域を出ないものである。これは、会議録自体を決裁等する際においても当該音声録音データを参考に添付等している事実はなく、会議録完成後は当該職員が当該音声録音データを廃棄していることから判断することができる。

(2) 予算委データについては、請負業者と会議録作成に係る業務委託契約を締結して会議内容を録音していることから、契約内容等に関する書類を確認したところ、委託業者に会議内容の原稿を入稿する方法として、会議内容を録音した予算委データをCD-R等の記録媒体によって委託業者に送付しており、業者による反訳が完了した後、事務局職員による校正を経た原稿を委託業者に送付し、会議録が印刷製本されていた。会議録完成後は、予算委データを廃棄していた。

なお、契約内容等に関する書類には、予算委データの入稿する方法を指定する記載は確認できたが、予算委データそのものの取扱いについて記された内容は見当たらず、録音から廃棄まで予算委データ自体を組織内で決裁、供覧等がされている態様は見受けられなかった。

したがって、予算委データは、会議録作成に係る業務委託契約を締結して会議内容を録音していることを考慮したとしても、会議録が作成されるまでの基礎となる資料に過ぎないという点において、予算委データ以外の音声録音データとの実質的な差異はないと判断することができる。

上記(1)及び(2)の状況から、本件委員会の音声録音データ自体は組織としての利用又は保有をすることを予定していないものである。よって、上記4の②に該当しない。

6 原処分の妥当性について

上記5のとおり本件公開請求の情報は、上記4の①から③までのうち②についての要件を満たさないため、公開条例で定める「情報」に該当しないことから、物理的な存否にかかわらず、存在しないということができ、処分庁が決定した原処分については妥当であると判断する。

7 審査請求人はその他種々主張するが、本件の結論に至る意見を左右するものではない。

結 論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45

条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年2月13日

審査庁 渋川市議会議長 望 月 昭 治

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、渋川市を被告として（訴訟において渋川市を代表する者は渋川市議会議長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、渋川市を被告として（訴訟において渋川市を代表する者は渋川市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。